様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号　０４００００００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　名　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　８年　７月　２日

許可の有効年月日　令和　１５年　７月　１日

複写禁止

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）
積替え、保管を含まない。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ（廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む。）以上１０品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成　９年　７月　２日　更新許可
平成　９年　９月　８日　変更許可により取扱品目（ガラスくず等）の追加
平成１３年１０月２９日　変更許可により取扱品目（汚泥、廃油）の追加
平成１４年　７月　２日　更新許可
平成１９年　７月　２日　更新許可
平成２４年　７月　２日　更新許可
平成２４年１１月２９日　変更許可により取扱品目（紙くず、木くず、動植物性残さ）の追加
平成３０年　２月　８日　変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記
令和　元年　７月　２日　更新許可
令和　８年　７月　２日　更新許可
以下余白

（以下裏面のとおり）

複写禁止

5．積替え許可の有無　　有　・　(無)

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名　　許可番号

以下余白

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　(無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号　０４０５０００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　名　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　２年　８月１７日

許可の有効年月日　令和　９年　８月１６日

複写禁止

１．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）
裏面のとおり
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成　９年	４月１８日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成１０年	８月１７日	更新許可
平成１５年	８月１７日	更新許可
平成２０年	８月１７日	更新許可
平成２４年	１１月２９日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成２５年	８月１７日	更新許可
平成２６年	２月２４日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥）の限定の変更
平成３０年	６月１９日	変更許可により取扱品目（廃水銀等）の追加
令和　元年	７月　３日	変更許可により取扱品目（鉱さい、ばいじん、燃え殻）の追加
令和　２年	８月１７日	更新許可

以下余白

５．積替え許可の有無　有　・　(無)

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　許可番号
以下余白

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　有　・　(無)

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で行ってください。

複写禁止（裏面）

１．事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃　　油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はベンゼン又は１，４－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃　　酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は１，４－ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は１，４－ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃水銀等

鉱　さ　い（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ば い じ ん（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃　え　殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚　　泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は１，４－ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上８品目　以下余白